

# 平成 27 年度行政評価実施要領

## 1 趣旨

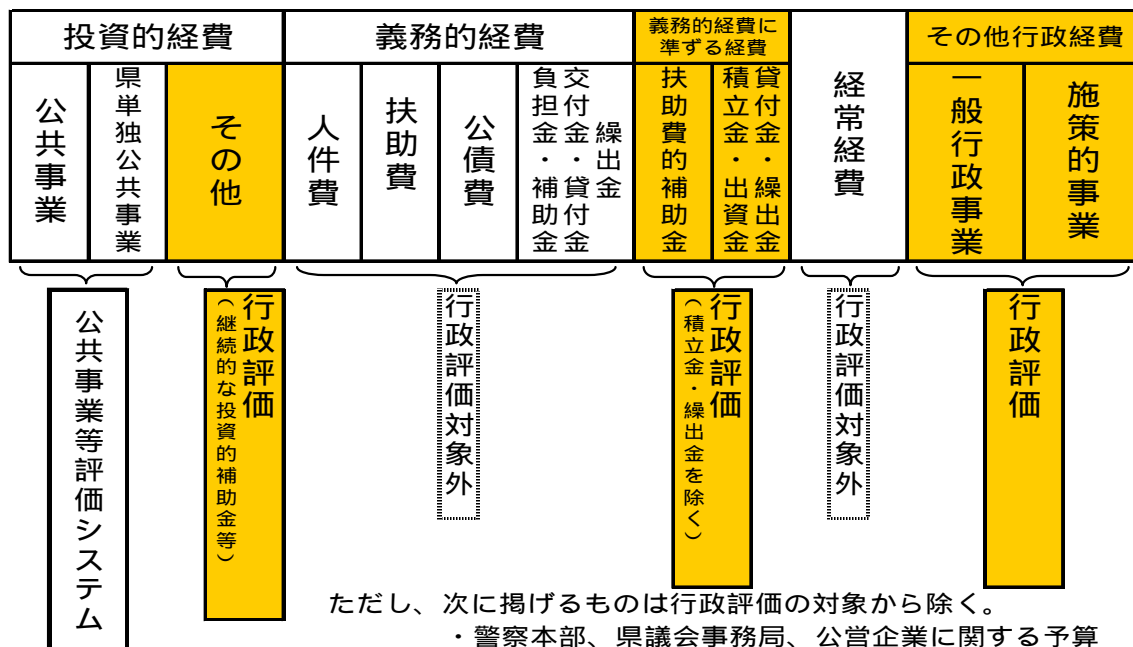
この要領は、行政評価の実施に関する要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成 27 年度行政評価の実施に関し必要な事項を定める。

## 2 評価の対象

評価の対象は、平成 27 年度当初予算に計上された事業のうち、別に知事政策局が指定する事務事業等とする。ただし、次に掲げる事務事業（経費）を除く。

- ・ 警察本部、県議会事務局、公営企業に関する予算
- ・ 公共事業、県単独公共事業
- ・ その他の投資的経費のうち、施設、庁舎等の整備事業やこれに類する事業
- ・ 人件費、扶助費、公債費、交付金などの義務的経費
- ・ 繰出金、積立金
- ・ 経常経費
- ・ 国庫委託事業、受託事業
- ・ 試験研究機関で行う研究事業
- ・ 施設、庁舎等の維持管理経費
- ・ 臨時的事業

（行政評価の対象のイメージ）



ただし、次に掲げるものは行政評価の対象から除く。

- ・ 警察本部、県議会事務局、公営企業に関する予算
- ・ 国庫委託事業、受託事業
- ・ 試験研究機関で行う研究事業
- ・ 施設、庁舎等の維持管理経費
- ・ 臨時的事業

・・・法律、条例で支給が規定されているもの

### 3 評価の内容

#### (1) 内部評価

##### 事務事業の選定

「2 評価の対象」で指定する事務事業の中から、知事政策局が選定する。

##### 評価の実施

で選定した事務事業について、担当課室が評価調書を作成し、各部局において、第1次評価を実施する。

#### (2) 外部評価

##### 事務事業等の選定

知事政策局が対象分野を特定し、山梨県行政評価アドバイザー会議（以下、「アドバイザー会議」という。）が選定する。

##### 対象分野

平成27年度の対象分野は、「県単独事業のうち歳出予算の区分・節19「負担金、補助及び交付金」とする。このほか、知事政策局が必要と認める対象分野は、公共施設のうち、「平成29年度末までに指定管理終期を迎える施設及び直営施設」とする。

##### 評価の実施

で選定した事務事業等について、担当課室が評価調書を作成し、各部局において、第1次評価を実施する。

その後、アドバイザー会議による評価を実施し、この意見等を踏まえ、各部局において、第2次評価を実施する。

なお、アドバイザー会議による評価は公開する。

### 4 評価の時点

評価は、原則として平成27年3月末現在の実施状況等を基に行う。

なお、第1次評価に当たっては、必要に応じ、平成27年度上半期の実績等を勘案する。

### 5 評価の単位

評価は、それぞれの事業の目的や成果を十分に検証できるよう、原則として細事業単位で行う。

### 6 評価の調書及びスケジュール

具体的な評価調書の作成や評価スケジュールは、次のとおりとする。

#### (1) 評価調書の作成

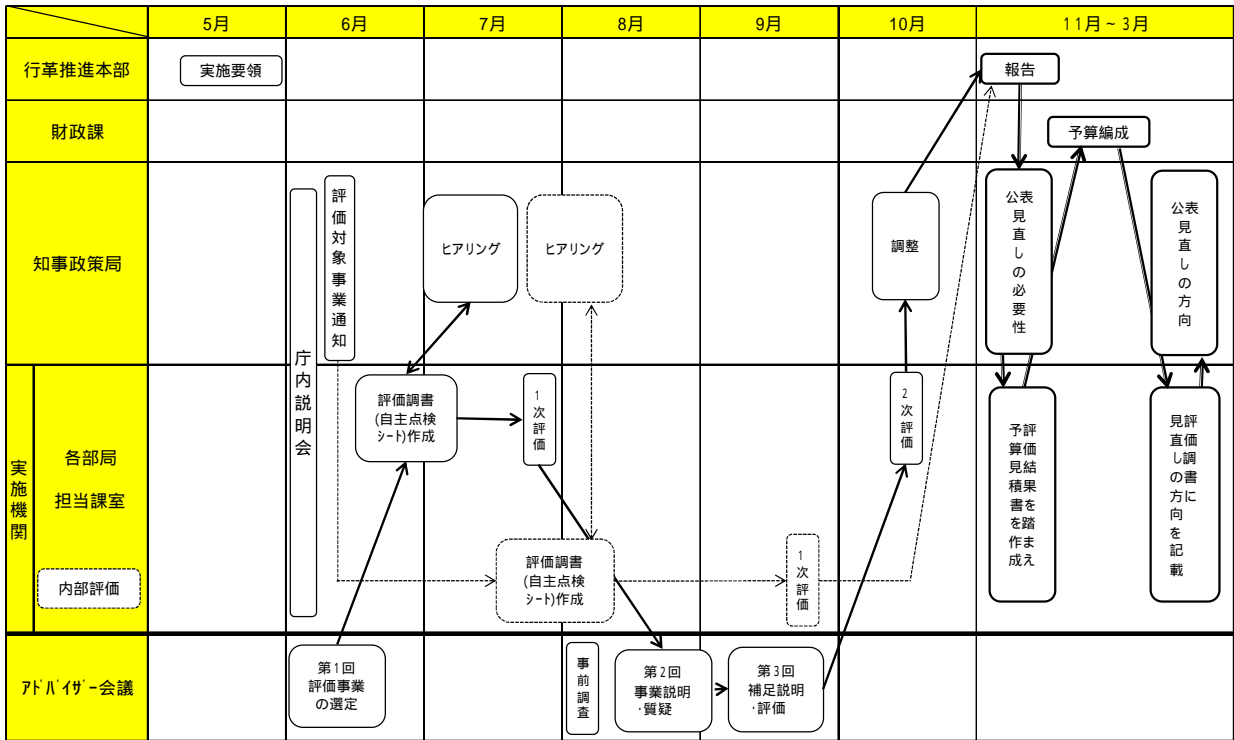
評価調書は、別添の「事務事業自主点検シート（様式1）」（以下「自主点検シート」という。）及び「自主点検シート（事業の内容及び所要時間）に関する附属資料（様式2）」（以下「附属資料」という。）とし、担当課室が作成する。なお、評価調書の作成手順は、次のとおりとする。

評価する事務事業等ごとに自主点検シートを作成する。

外部評価に係る事務事業（公共施設に係るものを除く。）については、に加えて附属資料を作成する。

#### (2) 評価スケジュール

概ね次のスケジュールによるものとし、細部の日程等については、別途通知する。



自主点検シートの作成（内部評価及び外部評価）

担当課室は、「(1) 評価調書の作成」により、自主点検シートを作成する。

知事政策局によるヒアリング

知事政策局は、担当課室による評価調書作成後、次の事務事業等についてヒアリングを実施し、必要な支援を行う。

ア 内部評価のうち、知事政策局が必要と認めた事務事業

イ 外部評価に係る事務事業等

第1次評価（内部評価及び外部評価）

各部署局長は、担当課室が作成する評価調書に基づき第1次評価を行い、知事政策局長に提出する。

内部評価に係る事務事業については、知事政策局長は、必要に応じて調整を行い、行政改革推進本部に報告する。

アドバイザー会議による評価（外部評価）

外部評価に係る事務事業等については、第1次評価後、アドバイザー会議による評価を行う。

第2次評価（外部評価）

各部署局長は、アドバイザー会議の意見等を踏まえ、第2次評価を行い、知事政策局長に提出する。

知事政策局長は、必要に応じて調整を行い、行政改革推進本部に報告する。

予算編成

各部署局は、評価結果を踏まえ、平成28年度当初予算見積書を作成する。

評価結果の公表

評価の結果及び予算編成の結果について、県ホームページに掲載するとともに、県民情報センターへ備え付け、公表する。

7 予算編成との連携

評価結果に基づいて事務事業等の積極的な見直しを進め、平成28年度予算に反映

する。

8 実施に係る細目

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事政策局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月27日から施行する。